旅費の精算事務の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 生野工業高等学校 | 旅費の概算払をしたときは、概算払を受けた者は旅費の確定後30日以内に精算を行い、支出命令者は同期間内に精算の決裁を行わなければならないが、支出命令者が当該行為を怠り、未精算のものが15件あった。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 出張先 | 出張期間 | 件数 | 旅費支給額（総額） |
| 兵庫県姫路市 | 令和５年10月18日 | １件 | 3,960円 |
| 兵庫県姫路市 | 令和５年11月22日 | ２件 | 5,080円 |
| 滋賀県 | 令和５年11月22日 | ６件 | 14,387円 |
| 東京都 | 令和６年１月31日から同年２月２日まで | ６件 | 311,956円 |

 | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。【地方自治法施行令】（概算払） 第162条　次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。 一 旅費【大阪府財務規則】（概算払の精算）第47条　支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。【大阪府財務規則の運用】第47条関係1　概算払いに係る精算は、債務金額の確定の書類に決裁することにより行うものとする。この場合、システムを使用して精算書を作成し、これに添付するものとする。　　なお、債務金額の確定を別途伺い定めする場合は、システムによる精算書の作成を省略することができるものとする。 |

　　監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和６年12月10日）